

 オピニオン

電動キックボード解禁

7月1日から改正道路交通法が施行され、電動キックボードでの公道走行が運転免許なしで可能になる。16歳以上、最高時速20^{キロ}以下などが条件。欧米では手軽に乗り捨てできるシェアリングサービスも広がるが、事故の危険性を指摘する声も出ている。それぞれの立場からの見解を3氏に聞いた。



=隔週掲載

歩道走行の危険性 議論不足

弁護士 高山俊吉氏

電動キックボードが社会にどのように受け入れられているかの議論が尽くされないまま、法制化が急がれた印象がある。

昭和50年ごろ、「ローラー スルীগOGO」という、現在のキックボードに似た足こぎ式の遊具が子供の間で大流行した。だが、事故が相次ぎ、人気は急速にしぼんだ。

道交法は「交通の頻繁な道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、またはこれらに類する行為をすること」を禁じている。ローラー スルーはこれに該当すると考



たかやま・しゅんきち
東京弁護士会所属。交通法や交通事故が専門。「入門 交通行政処分への対処 法」など著書多数。82歳。

えられているが、電動キックボードは当たらないというところか。不明確のまま、改正道交法の施行が迫っている。

また、電動キックボードが「役立つもの」という社会的合意は十分得られているか。原付きバイクや軽乗用車は、「自転車よりも楽に、家から少し離れたスーパーで買い物したい」といった需要があり、社会的にも広く受け入れられている。もちろんキャンピングカーのように、有用性

より遊びの性格が強い乗り物があってもよい。だが、遊具から出発した電動キックボードには有用性があり見えな

い。気軽さが、電動キックボードが持つ危険性を軽視させているのではないか。

改正法の施行で一部の電動キックボードは歩道を走れるようになるが、歩道を取り巻く現状を踏まえると歩行者の安全を損なう可能性が高い。

自転車でさえ、車道を通るのが原則だ。だが、車道は中央部を車がスピードを出して

走り、左端には駐車車両が止まっていることもある。自転車専用レーンの整備は欧米に比べ、遅れている。やむを得ない場合、歩道を通ってもよいとされるが、今度は歩行者に危険が及ぶ可能性がある。このような状況で、なぜ電動キックボードの歩道走行を容認してしまったのか。

電動キックボードが歩道を走る際の最高時速は6^{キロ}なのに対し、車道では時速20^{キロ}だ。ルールが複雑になると、一般の利用者は理解しきれず、道路の安全は大きく損なわれてしまう。

電動キックボードのシェアリングサービスの実証実験が行われてきたが、発生しやすい事故の分析や市民生活にないまぜるためには、5年ほどの期間が必要だった。警察庁や国土交通省などの関係省庁は本来、規制緩和に慎重な立場であるはずだ。なぜ電動キックボードについては法制化を急いだのか疑問に思う。

(聞き手 橘川玲奈)